

# 地域振興県土警察常任委員会資料

(平成30年10月11日)

- 1 鳥取県西部地域公共交通再編実施計画に伴う路線バス運行開始について  
【交通政策課】・・・ 1 ページ
- 2 ユニバーサルドライバー実践研修の開催結果について  
【交通政策課】・・・ 2 ページ
- 3 第73回国民体育大会における鳥取県選手団の結果について  
【スポーツ課】・・・ 別 冊
- 4 2巡目国体について  
【スポーツ課】・・・ 別 冊

地 域 振 興 部



# 鳥取県西部地域公共交通再編実施計画に伴う路線バス運行開始について

平成30年10月11日  
交通政策課

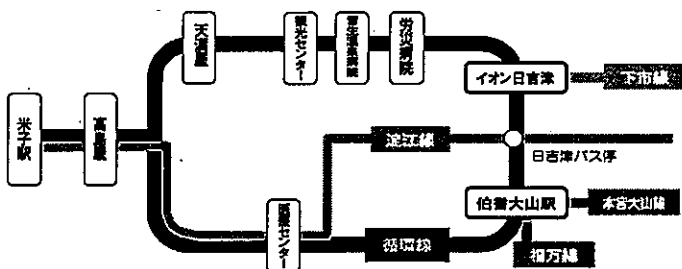
県西部地域において、県内初となる具体的な路線再編をまとめた地域公共交通再編実施計画認定に基づく再編路線が平成30年10月1日から運行開始しました。

## 1 米子市・日吉津村循環線の運行開始について

### (1) 路線再編の内容

- ア 住民アンケートで最もニーズが高かった商業施設や医療施設をつなぐ循環線（右回り4便・左回り4便）を設定し、通院や買い物等の利便性を向上させた。
- イ 西部地域の広域バス路線は米子駅を起終点としているので、「下市線」、「本宮・大山線」、「福万線」の一部を循環線と接続させ、米子駅を経由しなくても商業施設や医療施設に行けるようにし、時間短縮と運賃の節約を図った。  
(例：医療センター～イオン日吉津（所要時間：1時間11分→32分(39分短縮) 運賃：580円→250円)

### 【再編イメージ図】



### <期待されるメリット>

- ・循環線経路上に多くの病院や商業施設があるため高齢者の通院・買い物がしやすくなる。
- ・新たに休日吉津～伯耆大山間約2kmを結び循環線とすることで日吉津・米子市東部の利便性が高まる。
- ・枝線（福万線、本宮線、下市線）を循環線に接続させることで沿線住民の移動利便性が高まる。

### (2) 米子市・日吉津村循環線出発式

- ア 日時 平成30年10月1日（月）午前8時28分頃
- イ 場所 米子駅バスターミナル前
- ウ 内容 バス事業者、自治体職員による循環線バス初便出発の見送り



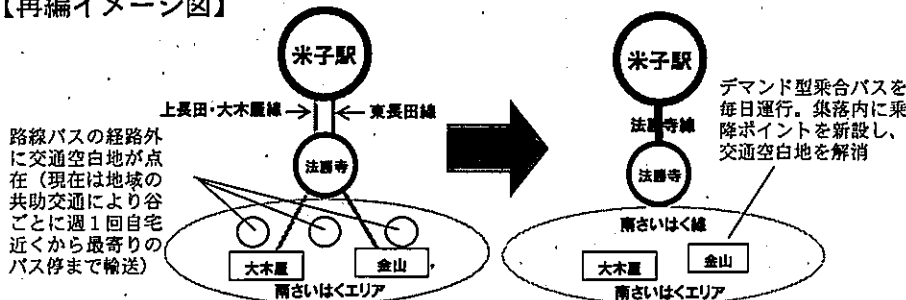
循環線バス運行開始の横断幕

## 2 南部町さいはくデマンドバス運行開始等について

### (1) 路線再編の内容

- ア 路線バス（上長田・大木屋線、東長田線）の経路外である南部町の南さいはくエリアの交通空白地について、現行の共助交通（週1回）の維持・存続がドライバー不足等で困難なことから町営デマンド型乗合バスを毎日運行させ、集落内にも乗降ポイント（計59か所）を設置することで交通空白地を解消した。
- イ 併せて、米子駅と法勝寺間を結ぶ法勝寺線のダイヤ・便数を適正化し、運行を効率化した。

### 【再編イメージ図】

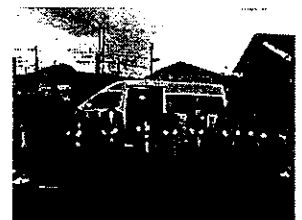


### <期待されるメリット>

- ・南さいはく地域の交通空白地について、現在の週1回運行のボランティア共助交通から、乗降ポイントをきめ細かく設定した毎日運行の町営デマンド型乗合バスに切り替えることで利便性が向上。
- ・法勝寺線のダイヤの適正化により、運行の効率化が図られる。

### (2) 南部町ふれあいバス（南さいはくデマンドバス）出発式

- ア 日時 平成30年10月1日（月）午後3時50分～午後4時20分
- イ 場所 南部町図書館前
- ウ 出席者 陶山南部町長、秦南部町議会議長、福間県議会副議長  
井上南さいはく地域振興協議会会長、中山西部総合事務所長 ほか
- エ 内容 出席者あいさつ、テープカット、  
ドライバーへ花束贈呈、デマンドバス出発見送り



出席者によるテープカット

## ユニバーサルドライバー実践研修の開催結果について

平成30年10月11日  
交通政策課

7月25日に開催された鳥取県障がい者差別解消支援地域協議会において、UDタクシーと路線バスによる電動車いす利用者への不適切な事案が報告されたことを受け、県内タクシー及びバス事業者を対象に、障害者差別解消法の理解や電動車いすの乗車実技の習得を図るユニバーサルドライバー実践研修を、東部・中部・西部の3エリアで開催しました。

### 1 事案の内容

#### (1) 路線バスの事案

電動車いす利用者が乗車しようとしたところ、運転手から「あなたの車いすは重量があるため乗車できない」と言われ、乗車できなかった。

#### (2) UDタクシーの事案

電動車いす利用者が、UDタクシーの電話予約をタクシー会社にしたところ、「電動は乗車できない」と言われ、一方的に電話を切られた。後日、支援者が「比較的軽いもの」であることを伝えると、「乗れます」と返事をされた。

### 2 原因

傾斜がある場所での車いすの介助は、介助者が車いすの後方から両足を使ってしっかり支えて行うという基本的な認識のもと、バス事業者の乗務員がバスへのスロープに両足をのせて電動車いす利用者の介助を行った際に、電動車いす利用者及び介助者の重量全てがスロープにかかり、スロープが壊れた事案があり、事業者の中で、電動車いすは重量が重くて乗車することができないという思い込みにつながった。

※スロープ強度200kg

(電動車いすの重量30～100kg、利用者と介助者の重量が加わると200kgを超えるケースがある)

### 3 実践研修の概要

(1) 日 時 10月1日(東部)、10月3日(西部)、10月9日(中部) 各2時間

(2) 場 所 鳥取県民体育館、米子産業体育館、倉吉体育文化会館

(3) 参加者 県内タクシー、バス事業者の経営者、運行管理者、配車担当者、乗務員等

(4) 主 催 鳥取県、(一社)鳥取県ハイヤータクシー協会、(一社)鳥取県バス協会

#### (5) 次 第

##### ア) 講義

「障害者差別解消法をふまえた障がい者へのUDタクシー、バス利用対応について」

講師：障害者生活支援センターすてっぷ 所長 光岡 芳晶 氏

##### イ) 実技研修

UDタクシー、バスへの電動車いす等の乗車実技研修

講師：障害者生活支援センターすてっぷ 所長 光岡 芳晶 氏

障害者生活支援センターすてっぷ 相談支援専門員 小林 健介 氏

#### (6) 参加者の反応

- ・電動車いすのお客様はスロープが壊れるか不安があったが、次から安心して乗降を行いたい。(乗務員)
- ・不当な差別的取扱い等、障害者差別解消法の内容について深く理解できた。(配車担当者)
- ・今回参加できなかった自社の乗務員にも、研修内容をしっかり伝えたい。(運行管理者)



講義の様子



実践研修の様子(スロープへの荷重を軽減させるため片足で介助する方法を実習)